

国土交通省九州地方整備局

令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営吉野ヶ里歴史公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体のマネジメント及び企画立案 ・入場料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 ・企画広報 (行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整) ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等 (建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、その他設備) ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、低木管理、樹林地管理、草花管理等 (草刈り、施肥、灌水、剪定等) <p>2) 収益施設等設置管理運営業務 (土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務)</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置運営
実施期間	<p>平成 31 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 4 年間 (※評価対象期間は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)</p>
受託事業者	<p>H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務 吉野ヶ里歴史公園マネジメント共同企業体</p>

契約金額	<p>1,503,200,000円（税抜）</p> <p>平成30年度 : 43,803,000円</p> <p>令和元年度（平成31年度）: 374,053,000円</p> <p>令和2年度（平成32年度）: 377,292,000円</p> <p>令和3年度（平成33年度）: 376,225,000円</p> <p>令和4年度（平成34年度）: 331,827,000円</p>
入札の状況	1者応札（説明会参加＝4者）
事業の目的	<p>本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入場料の徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成30年6月18日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、平成30年10月9日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人吉野ヶ里歴史公園マネジメント共同企業体を受託事業者として決定した。</p>
特記事項 （改善指示・法令違反行為の有無）	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。</p> <p>また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。</p>

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①本公園の年間の公園利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）

本公園の年間の公園利用者数：100 千人以上

- ・令和元年度～令和 3 年度

本公園の年間の公園利用者数：年間 611 千人以上

イ 結果

- ・平成 30 年度分の公園利用者数は 124,602 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の公園利用者数は年間 637,370 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の公園利用者数は年間 420,934 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の 1 回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和 2 年 4 月 16 日～5 月 14 日）を踏まえた臨時休園措置（令和 2 年 4 月 18 日～5 月 10 日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の 2 回目の緊急事態宣言（福岡県は令和 3 年 1 月 14 日～3 月 7 日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表 1 本公園の年間の公園利用者数

達成すべき質	平成 30 年度分実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
平成 30 年度分 100 千人以上	124,602 人	—	—
令和元年度～令和 3 年度 年間 611 千人以上	—	637,370 人	420,934 人

②東口からの年間の公園利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）

東口からの年間の公園利用者数：34 千人以上

- ・令和元年度～令和 3 年度

東口からの年間の公園利用者数：年間 304 千人以上

イ 結果

- ・平成 30 年度分の公園利用者は 34,077 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の公園利用者は年間 296,204 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、当初は台風の接近や令和元年佐賀豪雨災害の影響によるものと考えられ、受注者にてイベントの充実を図る等の対策を実施したが、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2 月末よりイベントを開催できなかった影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和 2 年度の公園利用者は年間 146,482 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の 1 回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和 2 年 4 月 16 日～5 月 14 日）を踏まえた臨時休園措置（令和 2 年 4 月 18 日～5 月 10 日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の 2 回目の緊急事態宣言（福岡県は令和 3 年 1 月 14 日～3 月 7 日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表 2 東口からの年間の公園利用者数

達成すべき質	平成 30 年度分実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
平成 30 年度分 34 千人以上	34,077 人	—	—
令和元年度～令和 3 年度 年間 304 千人以上	—	296,204 人	146,482 人

2) 利用者満足度の確保

①年間の公園の運営に関する利用者の「満足、やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- 平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）
年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上
- 令和元年度～令和 3 年度
年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上

イ 結果

- 平成 30 年度分の「満足、やや満足」の回答比率は 97.8%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の「満足、やや満足」の回答比率は 95.5%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和 2 年度の「満足、やや満足」の回答比率は 96.6%となり、達成すべき質は確保された。

表 3 年間の公園の運営に関する利用者の「満足、やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成 30 年度分実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
90%以上	97.8%	95.5%	96.6%

②年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」に関する「満足、やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- 平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）
年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて」に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上、
- 令和元年度～令和 3 年度
年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて」に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上、

イ 結果

- 平成 30 年度分の「満足、やや満足」の回答比率は 97.8%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の「満足、やや満足」の回答比率は 95.5%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和 2 年度の「満足、やや満足」の回答比率は 96.2%となり、達成すべき質は確保された。

表4 年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて」に関する
「満足、やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
90%以上	97.8%	95.5%	96.2%

3) 多様な利用プログラムの提供

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- 平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数：開催回数 59回以上
延べ参加人数 28千人以上

- 令和元年度～令和3年度

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数：開催回数 年間362回以上
延べ参加人数 年間207千人以上

イ 結果

- 平成30年度分の開催回数は59回、延べ参加人数は29,590人となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の開催回数は361回となり、達成すべき質は確保されなかった。延べ参加人数は245,984人となり、達成すべき質は確保された。
要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2月末よりイベントを開催できなかった影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- 令和2年度の開催回数は338回、延べ参加人数は156,662人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の1回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和2年4月16日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月18日～5月10日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の2回目の緊急事態宣言（福岡県は令和3年1月14日～3月7日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表5 利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分			
開催回数 59回以上	59回	—	—
延べ参加人数 28千人	29,590人		
令和元年度～令和3年度			
開催回数 年間362回以上	—	361回	338回
延べ参加人数 年間207千人		245,984人	156,662人

4) 情報受発信

①マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

マスコミによる報道件数：103件以上

- ・令和元年度～令和3年度

マスコミによる報道件数：年間504件以上

イ 結果

- ・平成30年度分のマスコミによる報道件数は119件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度のマスコミによる報道件数は536件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度のマスコミによる報道件数は345件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の1回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和2年4月16日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月18日～5月10日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の2回目の緊急事態宣言（福岡県は令和3年1月14日～3月7日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動の内容・地域の変更、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分			
103件以上	119件	—	—
令和元年度～令和3年度			
年間504件以上	—	536件	345件

②ホームページの総アクセス件数

ア 達成すべき質

- 平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）

ホームページの総アクセス件数：334 千件以上

- 令和元年度～令和 3 年度

ホームページの総アクセス件数：年間 2,684 千件以上

イ 結果

- 平成 30 年度分の総アクセス件数は 348,956 件となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の総アクセス件数は 2,708,944 件となり、達成すべき質は確保された。
- 令和 2 年度の総アクセス件数は 2,399,527 件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の 1 回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和 2 年 4 月 16 日～5 月 14 日）を踏まえた臨時休園措置（令和 2 年 4 月 18 日～5 月 10 日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の 2 回目の緊急事態宣言（福岡県は令和 3 年 1 月 14 日～3 月 7 日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動の内容・地域の変更、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表 7 ホームページの総アクセス件数

達成すべき質	平成 30 年度分実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
平成 30 年度分 334 千件以上	348,956 件	—	—
令和元年度～令和 3 年度 年間 2,684 千件以上	—	2,708,944 件	2,399,527 件

③ SNSによる情報発信回数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

SNSによる情報発信回数：8回以上

- ・令和元年度～令和3年度

SNSによる情報発信回数：年間48回以上

イ 結果

- ・平成30年度分の情報発信回数は、8回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の情報発信回数は52回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の情報発信回数は54回となり、達成すべき質は確保された。

表8 SNSによる情報発信回数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分 8回以上	8回	—	—
令和元年度～令和3年度 年間48回以上	—	52回	54回

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

次に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適正な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運營業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、実施要項等に定められたモニタリング方法（管理月報等の確認）によって、事業者からの提案事業を含めて、調査職員が書面及び現地立ち会いにより実施している。

平成30年度分から令和2年度において、事業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、調査職員と調整を行い実施している。

①実施状況

- ・外国人来園者が快適に情報収集できる環境を整備（平成31年～）

外国人観光案内所認定制度（日本政府観光局）カテゴリIの認定を取得した。
外国人来園者に対してのサービスが向上した。

- ・花の彩で、吉野ヶ里の魅力を演出（平成 30 年～）

脊振山系を望むロケーションを最大限に生かして、祭りの広場や南のムラでは、ベニバナ、白・赤ソバの花修景を演出し、環壕集落では、シロバナタンポポ、アザミ、カラナデシコ、オミナエシ等の野草を演出。利用者サービスの質や利用者数の向上につながった。



- ・「吉野ヶ里歴史公園歴史講座」（平成 30 年～）・特別企画展の開催（平成 31 年～）

本公園に関わりがある講師陣により”吉野ヶ里”を巡りながらの「吉野ヶ里歴史公園・歴史講座」を年間 6 回開催した。

また、佐賀県教育庁文化財課との共催により、「邪馬台国」をキーワードに毎年テーマを変えて継続開催し入園者の理解度を高めた。

- ・CS 研修等の定期的な実施（平成 30 年～）

朝礼において、外国語(中国語・韓国語)及び手話による挨拶練習の実施や定期的にCS 研修、外国語研修、手話研修、遺跡研修を受講した。また、外国語対応、巡視、救護のスタッフを配置し、サポート内容が確認できる服装でスタッフを見える化する「サポートスタッフのおもてなし」を実施することで利用者へのサービスが向上した。

- ・暑い夏の快適空間の演出（平成 31 年～）

夏季限定で南内郭煮炊き屋と休憩所で冷たい麦茶の振る舞いを実施し、主要見学施設にミストシャワー・ミストファンを設置し、周辺景観に配慮した自然素材の仮設休憩所を見学ルート上に設置し、暑さ対策を行い利用者へのサービスが向上した。

- ・園内バスの利便性の向上（平成 30 年～）

園内バスはマイクロバス 2 台体制（うち 1 台は車椅子ごと乗車可能なリフト付きバス）で周回コースを 20 分間隔で運行。また、多客期（GW、お盆、秋の無料開園日等）には 1 台増車し 3 台体制で運行し、利用者へのサービスが向上した。

- ・復元建物のメンテナンスを見て触って体験（平成 31 年～）

竪穴住居の修繕時に作業の様子を公開し、作業の目的や現代と当時の方法の違いを解説、また、簡単なメンテナンス作業(差し葦等)を体験して頂くなど、復元建物への理解度が高まった。

- ・公園の特徴を生かしたイベント「光の響」による利用促進（平成 31 年～）

ロウソクや篝火による幻想的な光で、弥生の空間を連想させる演出「光の響」を6日間開催した。冬期の利用促進につながった。



- ・吉野ヶ里の魅力を伝える案内ガイドのさらなる充実（平成 30 年～）

多言語対応スタッフ（東口に韓国、案内・体験に韓国、中国、英語）の配置や、ガイドパンフレット付き音声ガイドシステム（多言語音声ガイドペン、日、中、英、韓の4カ国語対応）の活用により、外国人来園者へのサービスが向上した。

- ・プチボランティア制度の導入（平成 31 年～）

市民参加活動のひとつの枠組みとして、イベントで公園管理に参加して頂くプチボランティアを実施。ベニバナ摘みや、光の響キャンドル設置作業等を行うなどボランティア気運が高まった。



- ・繁忙期、夜間開園時の安全強化と体制確保（平成 31 年～）

GWやお盆及び修学旅行などの繁忙期には、看護師を東ロゲートと弥生くらし館に配置するとともに、園内主要箇所に警備員を増員し、夜間イベント開催時には地元警察署に定期的な駐車場及び公園内の巡回を依頼し安全を確保した。

- ・襲雷時の安全確保（平成 30 年～）

各種データ、目視等の情報収集により、「注意体制」「避難体制」を発令し、お客様及び公園スタッフの安全を確保した。

- ・「救マーク」の認定施設（平成 30 年～）

お客様が安心して利用できる施設として、救急講習修了認定施設（救マーク）の認定を受けており、スタッフは定期的に受講により、安全対策の向上を図った。

・多様な古代体験プログラムの提供（平成 30 年～）

勾玉づくり、火おこし、鋳込み、疑似発掘、ガラス玉づくり、土器づくり、園内収穫物を利用した染色体験、弥生時代の道具を使った収穫体験特別体験、復元建物を活用した宿泊体験等を実施した。



②評価

吉野ヶ里歴史公園歴史講座・特別企画展の開催や光の響イベントの開催については新聞やテレビにも数多く取り上げられ、利用者サービスの質や入園者数の向上につながった。また、収穫・古代体験プログラムの導入によって利用者サービスの質や満足度の向上につながった。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 23 年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は-27,386 千円（削減率-7.9%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成 23 年度の労務単価に置き換えた場合は、令和元年度の実施経費が 329,449 千円となり、17,217 千円（5.0%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費 （税抜）（A）	346,667,000 円 （平成 23 年度）	同左
実施経費 （税抜）（B）	4 年：1,503,200,000 円 平成 30 年度：43,803,000 円 令和 元年度：374,053,000 円 令和 2 年度：377,292,000 円 令和 3 年度：376,225,000 円 令和 4 年度：331,827,000 円	令和元年度の実施経費 329,449,000 円
削減額 （C） =（A）-（B）	<令和元年度との比較> △27,386,000 円	<令和元年度との比較> 17,218,000 円

削減率 (C/A×100)	<令和元年度との比較> △7.9%	<令和元年度との比較> 5.0%
------------------	----------------------	---------------------

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

九州地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では24日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では61日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、全ての項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

また昨今の情報発信媒体の多様化を踏まえ、達成すべき質として、従前のホームページアクセスやマスコミによる報道件数に加えて、フェイスブック等のSNSによる情報発信件数を追加した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
（参考）提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に九州地方整備局の「国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務有識者委員会」に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

平成30年度は、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」は達成されている。令和元年度及び令和2年度は、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部項目は達成されたが、「公園利用者の確保」等の項目は達成されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために講じた臨時休園措置や外出自粛要請等の影響によるものと考えられる。

一方で、臨時休園措置の解除後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、県や地元商工会との積極的な連携によるイベントの実施、SNSなどの情報発信の強化などを行った実績は、業務の質の向上を図る取組として評価できる。また、国職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービ

スの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等
はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予
定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施
状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成23年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効
率化が図られており、民間競争入札導入後10年が経過した現在でも経費削減の効果を
上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果とな
っているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知する
ための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきた
ものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札
という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保するこ
とが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもと
で総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的
な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は
困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終
了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監
理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テスト
を終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て
厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び
情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、九州地方整備局と
しても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。